

特別児童扶養手当

次の児童を家庭で監護している父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が申請により受取る手当です。

・心身に障害のある20歳未満の児童
身体障害者手帳1級から3級程度
療育手帳A1からB1程度または同程度の精神障害のある場合

○手当額（月額）

- ・1級 50,750円
- ・2級 33,800円

※保護者等の所得による制限があります。

○支払方法

- ・4・8・11月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただくなくてはなりません。

○問合せ先

役場福祉保健課 ☎64-4836

障害児福祉手当

心身に障害のある20歳未満の児童で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する手当です。（障害年金を受けることができる場合や障害児施設、障害者施設に入所している場合は対象となりません。）

- ・身体障害者手帳1級から2級程度
療育手帳A程度または同程度の精神障害のある場合

○手当額（月額）

14,380円

※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

- ・2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただくなくてはなりません。

○問合せ先

役場福祉保健課 ☎64-4836

特別障害者手当

20歳以上で次の身体又は精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給する手当です。（ただし、身体障害者療護施設等に入所している場合や病院等に3ヶ月以上収容された場合は対象になりません。）

- ・身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度、又は同程度の精神障害のある場合

○手当額（月額）

26,440円

※扶養義務者等の所得による制限があります。

○支払方法

- ・2・5・8・11月の年4回、受給者の指定した金融機関の口座に振込まれます。

※認定を受けているすべての方は、毎年8月に『所得状況届』を提出していただくなくてはなりません。

○問合せ先

役場福祉保健課 ☎64-4836

住宅用太陽光発電システムへの補助を始めます

地球温暖化防止の取り組みの一環として、環境負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します。

補助金額	住宅用太陽光発電システム 1Kw当たり25,000円（上限100,000円）
補助対象	○町内に居住し、又は居住する予定の住宅に太陽光発電システムを設置（平成22年4月以降）する人 ○町税等に滞納のない人
受付期間	平成22年4月1日から受付中
申し込み問合せ先	水道環境課 電話66-3407

※国や県の補助制度と併用もできます。詳しくは水道環境課までお問合せください。

農業振興地域農用地区域からの除外（農振除外）の申し出を受付けます

農業振興地域農用地区域に指定された土地は、農地を確保するという観点から、農地以外に利用することが出来ません。

しかし、やむを得ない事情により農用地等以外の用途に利用しようとする場合には、事前に農用地区域から除外するための手続きが必要となります。ただし、除外をするためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

- ①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ②農用地の集団化、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと
- ③担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼさないこと
- ④土地改良施設等の持つ機能に、支障を及ぼさないこと
- ⑤土地改良事業（農道・水路の新設、区画整備等）を実施中もしくは、その事業完了後8年未満でないもの

【受付期間】

平成22年4月1日（休）～5月14日（金）
（但し土・日、祝祭日は除く）

【問合せ先】

南部町役場 産業振興課 農政担当
☎64-13111（代表）
☎64-14839（直通）

社会保険相談所の開設

日時 5月26日（水）
午前9時30分～午後4時
場所 南部町森林組合
竜王社会保険事務所
☎055-278-1100

平成22年度 山梨県警察官採用試験のお知らせ

山梨県警察では、平成22年度山梨県警察官採用試験第1回目を実施します。

○警察官A 採用予定人数 男性 40名程度
女性 2名程度

受験資格 昭和55年4月2日以降に生まれた者で、大学（短期大学を除く）を卒業した者もしくは平成23年3月までに卒業見込の者または人事委員会がこれと同等以上の学力があると認められる者。

受付期間 3月24日(水)～4月23日(金)
第一次試験 5月9日(日)
申込用紙請求・問合せ先 南都警察署もしくは各駐在所

その他 ☎055616413301
警察官A以外の採用試験（警察官B）は、7月に受付開始予定。

川をきれいに

～河川愛護モニター募集について～

■国土交通省では、河川をやさしく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

■期間は、平成22年7月1日から平成24年6月30日までです。

■お願ひする河川は、富士川及び笛吹川です。

■応募資格は、山梨県内もしくは静岡県内に在住し富士川及び笛吹川付近（おおむね5km以内）に住む20歳以上の方です。

■謝礼 実費程度
■応募についてのお問い合わせ先は、下記までお願いいたします。

■応募期限 平成22年5月17日(月)までとします。

お問合せ先
国土交通省甲府河川国道事務所
河川愛護モニター担当係まで
電話 055122521888
FAX 0551225218891

平成22年出水期から 気象警報が変わります！

気象庁では、平成22年5月27日（予定）から、警戒や注意の必要な地域をよりわかりやすくするため、気象警報・注意報を市町村を対象として発表します。現在は、南部町に災害発生のおそれがある場合、南部町を含む「山梨県中・西部」あるいは「峡南地域」に対して警報・注意報を発表しています。平成22年5月27日からは、「南部町」と明示して発表します。これにより、お住まいの場所が警戒や注意の対象となっていることがわかりやすくなります。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒が必要な災害を「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」のように警報名に併せてお知らせします。大雨や洪水などの警報・注意報はテレビやラジオなどで放送されます。この際、画面の文字数や読み上げ可能な文章の範囲内でより分かりやすく伝えるため、これまでとおりの表現で放送される場合があります。

市町村ごとの気象警報・注意報の詳細な内容は、気象庁ホームページ（日本語） <http://www.jma.go.jp/jma/press/> や国土交通省防災情報センターの携帯電話サイト（<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/index.html>）に掲載予定です。

問合せ先
甲府地方気象台防災業務課
☎055122219101



事業主の皆様へ

労働保険と一般拠出金の申告・納付はお早めに
～6月1日から7月10日まで～

平成21年度から、労働保険・一般拠出金の年度更新手続きは6月1日から7月10日まで（平成22年度は、7月10日が土曜日に当たるため7月12日(月)まで）の間に行っていたことになっています。

年度更新申請書の発送は5月末、説明会は6月上旬、申告書受理相談会は6月中旬以降を予定しています（日程等は、申告書に同封してお知らせします）。

労働保険料等の算定期間（年度）に変更はありません。
年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、お

早めに準備の上、法定期限内に労働保険料・一般拠出金の申告・納付を済ませていただきますようお願いいたします。

○問合せ先
鵜沢労働基準監督署
☎055612213181

入札の結果（3月）

問合せ先 財政課 ☎6613403

事業（工事・委託）名	落札業者	落札価格	工期
なんびの湯源泉井戸動力水中ポンプ入替工事	(株)秋原ボーリング	13,230,000円(税込)	平成22年3月12日～
			平成22年3月31日

町税は納期限内に納めましょう。

納期限を過ぎると延滞金・督促手数料が発生します。お気をつけください。

平成22年4月より完全実施！

税金は、各納税通知書に記載されている納期限までに納めていただかなければなりません。これが正しく行われなかった場合には、納期限内に納められた人との公平性を保つため、税金に加えて徴収される徴収金があります。それは、**延滞金と督促手数料**です。

延滞金は、税金が納期限を過ぎてから納めるまでの間、一定割合を通じて算出し納めていただくものです。

督促手数料は納期限後、税金を納めていただけなかった人に督促状を送付し、1通につき100円を納めていただくものです。

徴収は**平成22年4月より完全実施**されます。また納期が過ぎたものは**督促状**を送付させていただきます。

問合せ先 税務課 ☎6613404

国民健康保険からのお知らせ

こんなときには必ず14日以内に届出をしましょう

こんなとき

届出に必要なもの

国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険等をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険等の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
国保をやめるとき	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
	他の市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険等に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証（保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印かん
	職場の健康保険等の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印かん
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の方がやめるとき	保険証、外国人登録証明証
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん、年金証書
	町内で住所が変わったとき	保険証、印かん
	世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、印かん、在学証明書	
修学のため、別に住所を定めるとき		
他	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えないとき）	本人であることを証明するもの、印かん、（使えなくなった保険証）

※届出が遅れますと、保険税（料）を二重に支払ったり、一度に納める保険税額が多額になる場合があります。

問合せ：住民課 国保年金係（本庁 ☎66-3405 分庁 ☎64-4834）

職員人事異動

本年度南部町では、機構改革の一環として課の再編が行われ、交通防災課・子育て支援課・生涯スポーツ課が誕生しました。
気持ちも新たに皆様の声に応えます。

採用

万沢診療所

所長 市川 邦

昇任配置換

出納室

會計管理者

望月 子朗

課長補佐

仲川 雅哲

総務課

笠井 昭洋

企画課

笠井 貴

交通防災課

近藤 秋洋

課長補佐

水田 勝人

企画課

四上 彦

主事補

若林 基

課長

望月 雅哲

課長

市川 邦

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

退職

建設課

望月 雅哲

学校教育課

望月 雅哲

主事補

望月 雅哲

主事補

望月 雅哲

主事補

望月 雅哲

主事補

望月 雅哲

昇任

生涯スポーツ課

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲

課長

望月 雅哲